



鳥労発基 1105 第1号
令和3年11月5日

一般社団法人鳥取県建設業協会
会長 由宇 正実 殿

鳥取労働局長



死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

日頃から、労働行政の推進に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、関係各位には労働災害防止対策にご尽力いただいているところですが、鳥取県内における死傷者数は近年増加傾向にあり、特に死亡災害においては目指すべき「ゼロ」とは程遠い状況が続いております。

県内では、令和2年に8名が、また、本年においてもすでに5名が死亡災害により尊い命を失っており、特に、本年は8月以降10月まで毎月死亡災害が発生するという極めて憂慮すべき事態となっています。

これから年末年始など何かと慌ただしい時期を迎えるにあたり、関係者の皆様には、強い危機感を持って労働災害防止対策に取り組みいただくことが必要と考えております。

労働災害は本来あってはならないものであり、貴会におかれましては11月7日から始まる「ゼロ災55」無災害運動を機に、特に下記に留意いただき、死亡災害の撲滅及び労働災害の減少に向け、会員事業場への指導及び自主的な安全衛生活動の推進について、特段のご配慮をいただきたく要請いたします。

記

- 1 事業場や現場における安全管理体制の充実、安全活動の活性化に努め、安全管理者、安全推進者等の選任や職務遂行の状況を確認すること
- 2 加工機械等におけるはざまれ、巻き込まれ災害を防止するため、安全作業マニュアル、手順書の遵守状況、可動部への囲い等の設置状況、清掃・調整作業時の運転停止等、職場内の安全衛生活動、対策の総点検を実施すること
- 3 トラック、フォークリフト等の車両系荷役運搬機械、ドラグ・ショベル、ローラー等の車両系建設機械の転倒、転落災害や労働者との接触災害等を防止するため、作業計画の作成と周知、危険箇所への立入禁止の徹底等、職場内の安全衛生活動、対策の総点検を実施すること
- 4 雇入れ時、現場への新規入場、定期的等の機会において、効果的な安全衛生教育を実施すること